

1 少子化の現状（県独自記載事項）

(1) 出生の動向

平成25年の本県の合計特殊出生率（※）は、1.63で全国の1.43は上回るものの、人口維持に必要とされる2.07を大幅に下回っています。

また、平成25年の本県の出生数は14,637人で、昭和40年と比べて約半分となっています。

※合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

① 合計特殊出生率と出生数

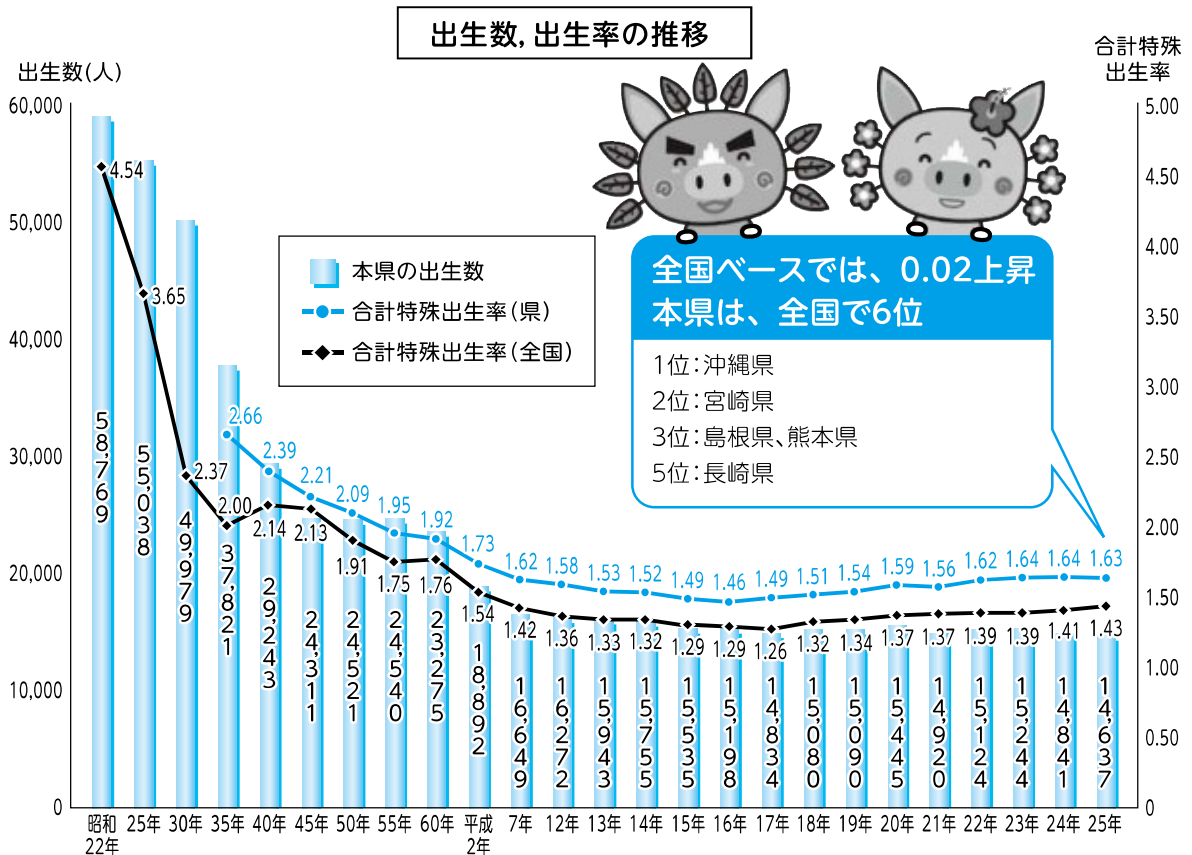
	全 国		鹿児島県	
	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年
合計特殊出生率	1.41	1.43(+0.02)	1.64	1.63(▲0.01)
出生数	1,037,231人	1,029,800人(▲7,431人)	14,841人	14,637人(▲204人)

※都道府県別の合計特殊出生率

平成25年 ①沖縄県(1.94) ②宮崎県(1.72) ③島根県、熊本県(1.65) ⑤長崎県(1.64)

(平成24年 ①沖縄県(1.90) ②島根県(1.68) ③宮崎県(1.67) ④鹿児島県(1.64))

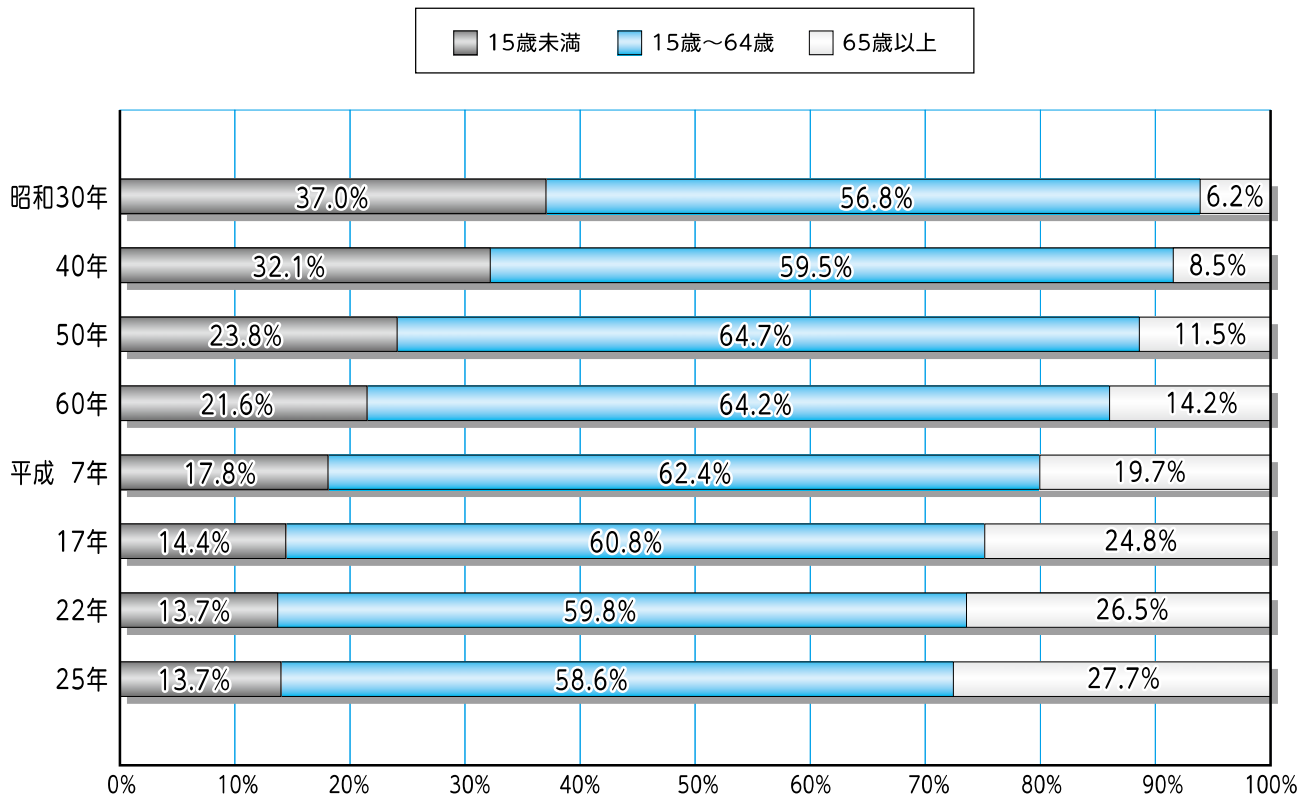
資料：平成25年人口動態統計月報年計(概数)



資料：人口動態統計, 国勢調査

② 本県の年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の年次推移をみると、0～14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、平成25年は年少人口13.7%、老年人口27.7%となっています。



資料：県統計課「鹿児島県の推計人口」

(2) 未婚化・晩婚化の進行

① 婚姻率の推移

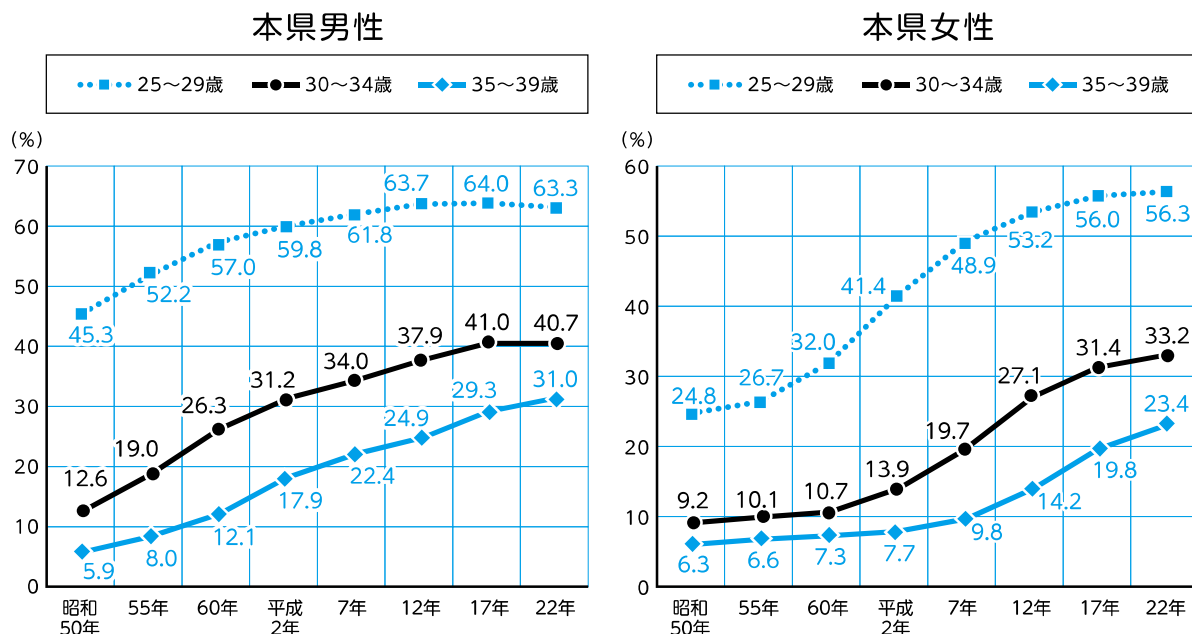
平成25年度の全国の婚姻率(人口千対)は5.3、本県は4.9となっており、全国に比べ未婚化が進行しています。

		1980(昭和55)年	2010(平成22)年	2012(平成24)年	2013(平成25)年
全 国	婚姻件数	774,702組	700,214組	668,869組	660,594組
	婚姻率(人口千対)	6.7	5.5	5.3	5.3
鹿児島県	婚姻件数	11,539組	8,682組	8,080組	8,179組
	婚姻率(人口千対)	6.5	5.1	4.8	4.9

資料：人口動態統計

② 本県の年齢別未婚率の推移(25歳～39歳)

男女の各年齢層とも未婚率の割合が上昇していますが、男性の25～34歳においては、平成17年から僅かながら減少に転じるなどの状況も見られます。



③ 未婚化・晩婚化・晩産化に関する統計データ

生涯未婚率は、全国、本県とも大幅に上昇しています。また、平均初婚年齢も高くなっており、晩婚化が進行しています。これに伴い出生時の母の年齢も高くなっています。

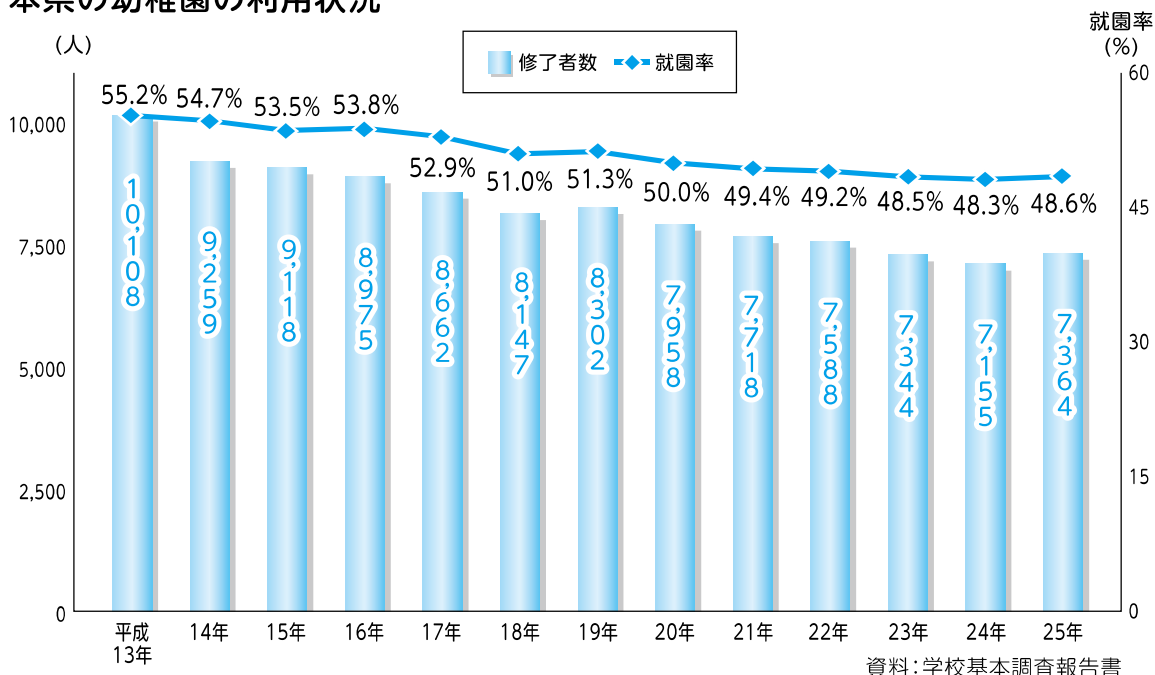
		1980(昭和55)年	2010(平成22)年	2011(平成24)年	2012(平成25)年	
生涯未婚率	全国	男性	2.6%	20.1%		
		女性	4.5%	10.6%		
	本県	男性	2.8%	20.4%		
		女性	5.3%	10.6%		
平均初婚年齢	全国	男性	27.8歳	30.5歳	30.8歳	30.9歳
		女性	25.2歳	28.8歳	29.2歳	29.3歳
	本県	男性	27.5歳	29.7歳	30.0歳	30.3歳
		女性	25.2歳	28.2歳	28.7歳	28.9歳
出生児の母の年齢	全国	第1子	26.4歳	29.9歳	30.3歳	30.4歳
		第2子	28.7歳	31.8歳		
		第3子	30.6歳	33.2歳		
	本県	第1子		28.9歳		
		第2子		30.9歳		
		第3子		32.6歳		

資料：国勢調査、人口動態統計

(3) 幼稚園・保育所の利用状況

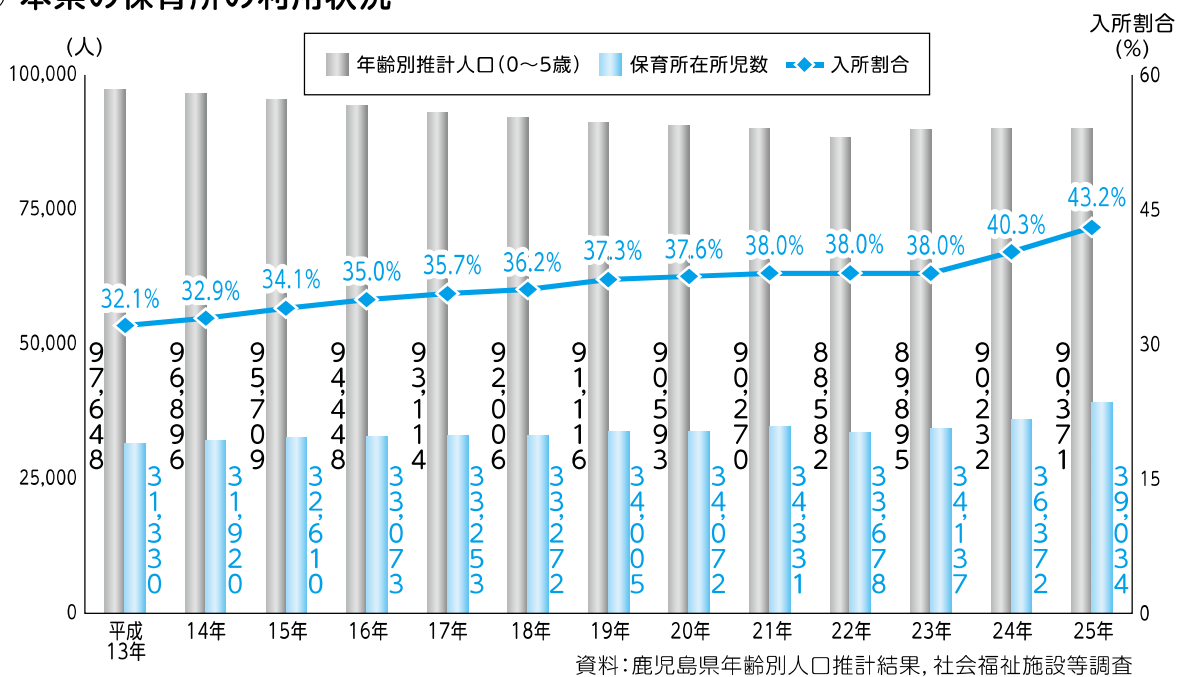
本県における幼稚園の利用率は減少傾向、保育所の利用率は増加傾向にあります。

① 本県の幼稚園の利用状況



※幼稚園の就園率：各年の小学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合

② 本県の保育所の利用状況



※保育所の入所割合：各年10月1日の年齢別推計人口(0~5歳)に対する保育所在所児数の割合

2 子どもの育ちと子育てをめぐる環境と課題（県独自記載事項）

子どもをめぐる社会的環境は著しく変化しており、子どもが十全な育ちをするための環境づくりには、次のような社会の変化や課題に対応する必要があります。

父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、保護者の環境に応じた社会的な支援が十分に行き届き、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされています。

(1) 集団活動や異年齢交流の機会の減少

少子化が進行し、子どもの数や兄弟姉妹の数も減少する中で、乳幼児の成長・発達にとって大切な、集団の中で同年齢児や異年齢児と共に育つ体験を十分に得ることが困難な状況となっています。

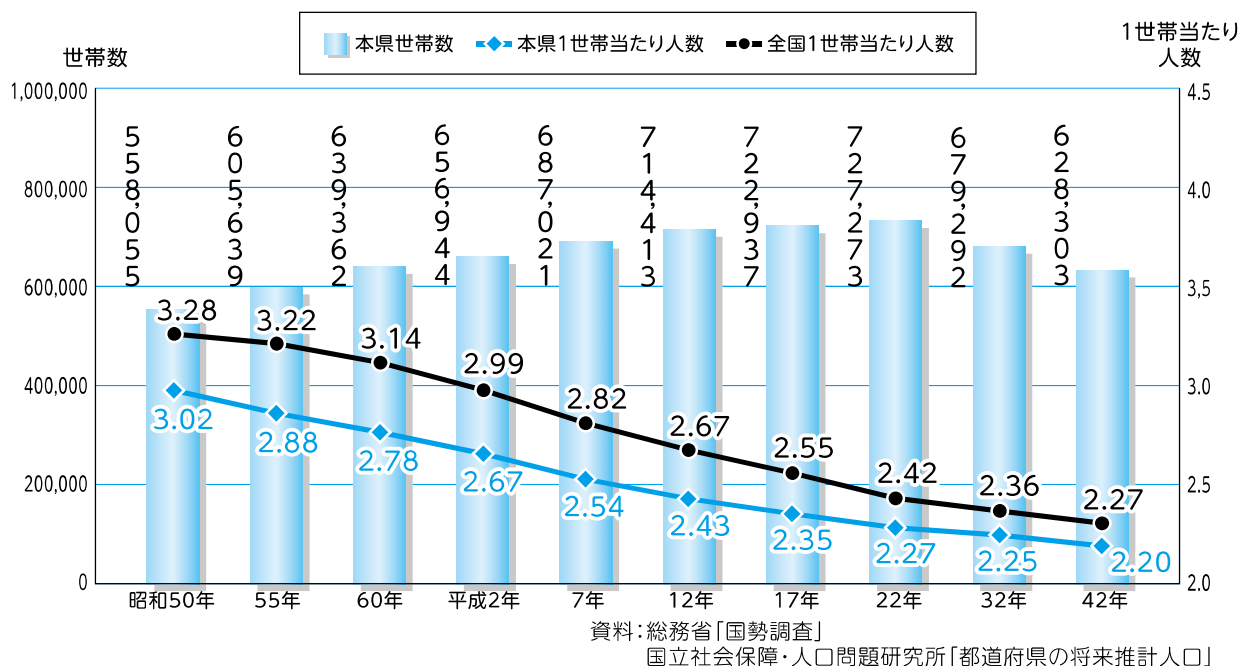
(2) 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

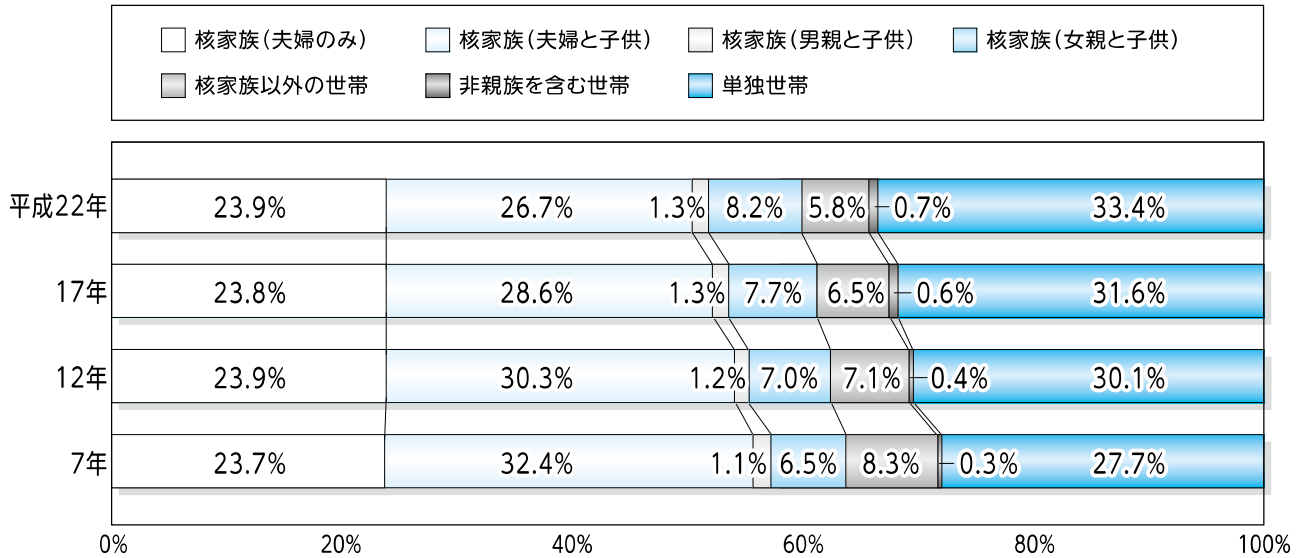
このような、家庭や地域の子育て力の低下等を背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

子育てを取り巻く環境が変容する一方で、特に幼稚園や保育所に通っていない在宅の3歳未満の子どもの子育て支援について、保護者が子育ての相談をする場や子どもと共に交流する場が必要となっています。

① 世帯数、世帯当たりの人数の推移と将来推計（本県・全国）



② 本県の一般世帯の家族類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

(3) 多様な教育・保育ニーズへの対応

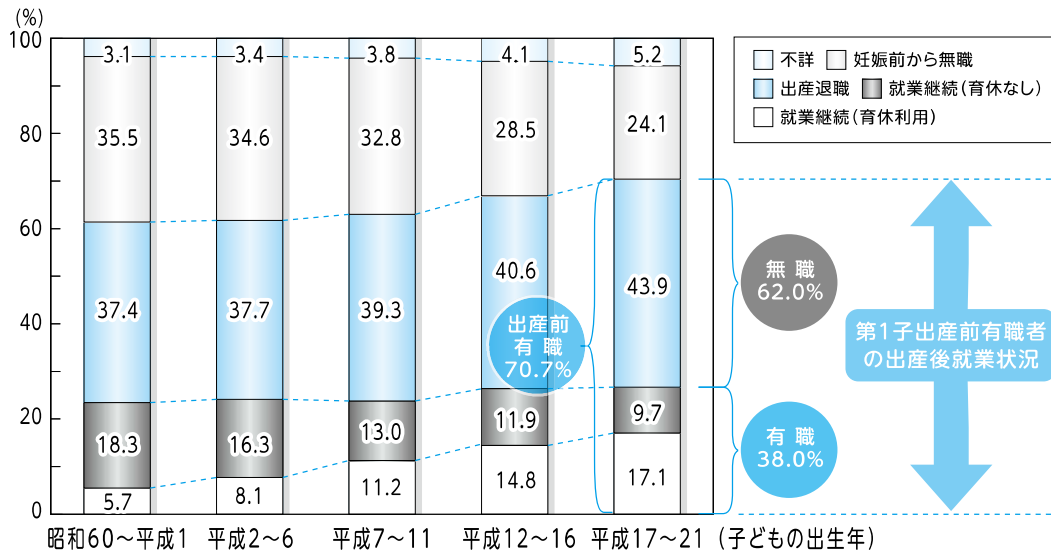
パートタイム労働等の就業形態をはじめとする生き方(ライフスタイル)の多様化により保育ニーズも多様化しており、こうした多様な保育ニーズへの対応が求められています。また、幼児期の教育についても、地域によっては、幼稚園がないなどの事情により幼児期の教育を希望する者がこれを受けられない状況も見られます。

(4) 仕事等と子育ての両立支援

共働き世帯が増加する中で、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童や放課後児童クラブが不足しているいわゆる「小1の壁」の問題を解決する必要があります。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。男性を含めた全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しが必要となっています。

① 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴(全国)



昭和60~平成1 平成2~6 平成7~11 平成12~16 平成17~21 (子どもの出生年)

(備考) 1 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成

2 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計

3 出産前後の就業経歴

就業継続(育休利用) ー妊娠判明時就業~育児休業取得~子ども1歳時就業

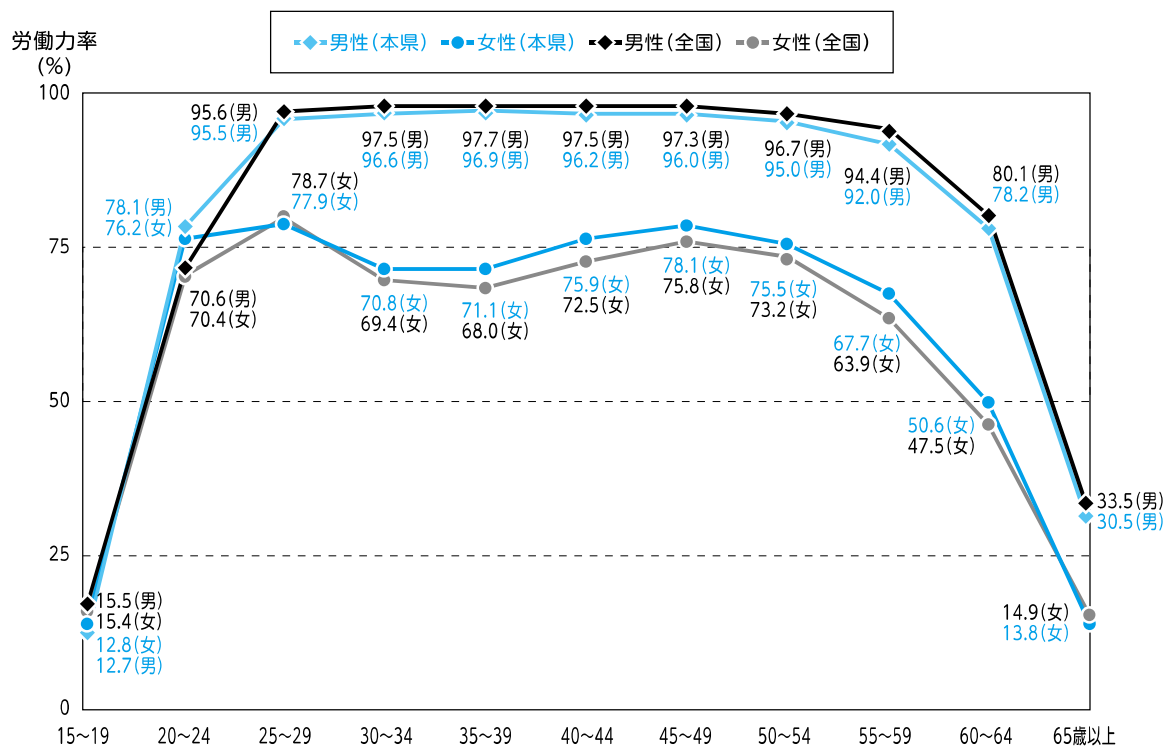
就業継続(育休なし) ー妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子ども1歳時就業

出産退職 ー妊娠判明時就業~子ども1歳時無職

妊娠前から無職 ー妊娠判明時無職~子ども1歳時無職

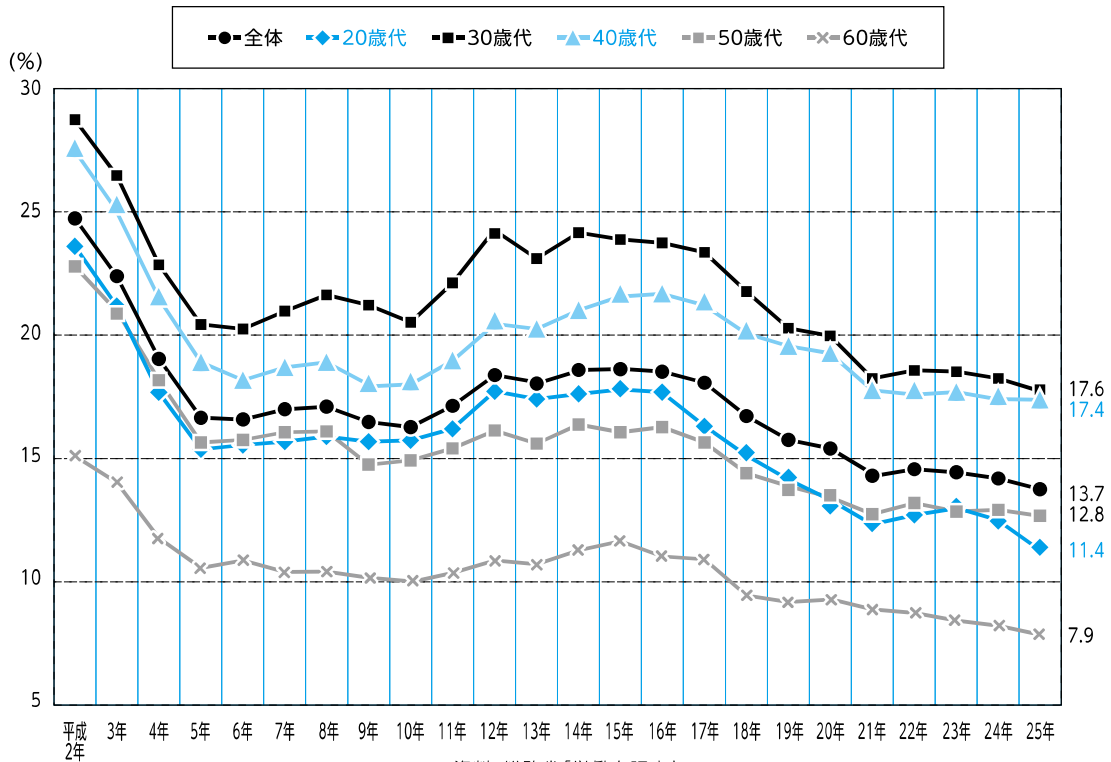
資料:平成24年版男女共同参画白書(内閣府)

② 男女別年齢階級別労働力率(本県・全国)



資料:総務省「平成22年国勢調査」

③ 年齢別就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合(全国)



資料:総務省「労働力調査」

※1 数値は、非農林就業者(休業者を除く)総数に占める割合

※2 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

資料:内閣府「少子化社会対策白書」

(5) 離島・過疎・へき地地域における教育・保育

離島・過疎・へき地地域においては、子どもの数が少ないことから、教育・保育を行う施設や事業の確保、放課後児童クラブなど地域子ども・子育て支援事業の実施が困難な地域があります。

このような地域においては、事業に従事する者の確保が他の地域より厳しい状況となっています。

① 本県のへき地保育所の状況

(H26.4.1現在)

箇所数	うち入所児童		
	10人未満	6人未満	休止中
58	13	7	25

② 本県の地域別の放課後児童クラブ設置状況

(H26.5.1現在)

区分 地域	小学校数 (A)	児童数 (1～3年)	1校当たり 児童数 人/校	クラブ数 (B)	うち、登録児童数 10名未満のもの	設置率 (B/A) %
県本土	401	39,960	100	359	21	89.5
熊毛・三島・十島	46	1,248	27	5		10.9
奄美	83	3,320	40	25	1	30.1
県合計	530	44,528	84	389	22	73.4
全国	20,852	3,240,040	155	22,084	594	105.9

資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」
全国の小学校数及び児童数については、文部科学省「学校基本調査H26(速報値)」



1 計画の推進体制〔県独自記載事項〕

(1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

また、計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である鹿児島県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえ取り組むこととします。

(2) 市町村との連携

新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更^{※1}や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更^{※2}を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

また、必要に応じ説明会を開催するなど、市町村の計画推進に必要な情報提供に努めます。

さらに、新制度の周知についても、市町村と連携を図りながら広報に取り組んでまいります。

※1:子ども・子育て支援法第31条第3項, 法第32条第3項
※2: // 第61条第9項

2 計画の達成状況の点検, 評価, 見直し〔任意記載事項:基本指針別表第七の七〕

計画の達成状況の点検, 評価, 見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

(1) 点検, 評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検, 評価を行い、その結果を公表します。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっていますが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。